

株式会社ユーラスエナジーホールディングス「(仮称)宗谷岬風力発電事業更新計画計画段階  
環境配慮書」に対する意見について

平成31年2月26日  
経 済 産 業 省  
商 務 情 報 政 策 局  
産 業 保 安 グ ル ー プ

本日、環境影響評価法第3条の6の規定に基づき、「(仮称)宗谷岬風力発電事業更新計画  
計画段階環境配慮書」について、株式会社ユーラスエナジーホールディングスに対し、環境の  
保全の見地からの意見を述べた。

意見内容は別紙のとおり。

(参考)当該地点の概要

1. 計画概要

- ・場 所：北海道稚内市
- ・原動力の種類：風力(陸上)
- ・出 力：最大57,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

計画段階環境配慮書受理	平成30年11月28日
環境大臣意見受理	平成31年 2月18日
経済産業大臣意見	平成31年 2月26日

問合せ先:電力安全課 高須賀、松橋、須之内  
電話03-3501-1742(直通)

株式会社ユーラスエナジーホールディングス「(仮称)宗谷岬風力発電事業更新計画計画段階  
環境配慮書」に対する意見

1. 総論

(1) 対象事業実施区域の設定

対象事業実施区域の設定並びに風力発電設備及び取付道路等の附帯設備(以下「風力発電設備等」という。)の構造・配置又は位置・規模(以下「配置等」という。)の検討においては、自主調査結果等を活用し、既設の風力発電設備等の設置・稼働による環境影響について適切に把握するとともに、それらの結果を踏まえて、本事業の計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、事業計画等に反映させること。

また、風力発電設備等の配置等の検討においては、既設の風力発電設備等の撤去跡地、既存の道路、送電線等を利用すること等により、これらの新設する場合に比べ、環境影響の程度を低減することが可能な場合には、その利用等を最大限考慮すること。

さらに、森林法(昭和26年法律第249号)に基づき指定された保安林については、関係機関と協議・調整した上で、改変を想定しない範囲を除外すること。

(2) 工事計画の検討

工事の実施に伴う大気環境、水環境、廃棄物等の影響に関する調査、予測及び評価並びに環境保全措置の検討を行うに当たっては、既設の風力発電設備等の撤去工事についても適切に考慮すること。

(3) 累積的な影響

事業実施想定区域及びその周辺においては、本事業者が出資する事業者が計画している風力発電事業及び他事業者による風力発電事業が供用中又は環境影響評価手続中であることから、これらの風力発電設備等による累積的な影響が懸念される。特にオジロワシ、オオワシは宗谷岬を主要な渡り経路としていることから、オジロワシ、オオワシの渡り経路に対する累積的な影響を適切に把握することは重要である。よって、自主調査で得られた情報並びに同区域及びその周辺において計画されている事業、とりわけ「(仮称)宗谷丘陵風力発電事

業」の環境影響評価の際に得られた情報を整理するとともに、他事業者との情報交換等に努め、これらの情報を活用し、本事業との累積的な影響について適切な予測及び評価を行うこと。また、重大な影響が懸念された場合は、適切な環境保全措置を講ずること。

#### (4) 事業計画の見直し

上記のほか、2. により、特にオジロワシ、オオワシの生息及び渡りについて、あらゆる環境保全措置を講じてもなお本事業の実施による重大な影響を十分低減できない場合は、本事業の取りやめも含めた事業計画の抜本的な見直しを行うこと。

#### (5) 環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

## 2. 各論

### (1) 騒音等に係る環境影響

事業実施想定区域の周辺には、複数の住居、学校その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設(以下「住居等」という。)が存在しており、工事中及び供用時における騒音による生活環境への重大な影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」(平成29年5月環境省)及びその他の最新の知見等に基づき、住居等への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等を住居等から離隔すること等により、騒音等による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

### (2) 風車の影に係る環境影響

事業実施想定区域の周辺には、複数の住居等が存在しており、供用時における風車の影による生活環境への重大な影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、住居等への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居等から離隔すること等により、風車の影による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

### (3) 鳥類に対する影響

事業実施想定区域及びその周辺では、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号。)に基づく国内希少野生動植物種に指定されているオジロワシ、オオワシの生息が確認されているほか、同区域周辺にはタンチョウの生息も確認されている。また、宗谷岬は国内で越冬するオジロワシ、オオワシの個体の多くが渡りの際に経由しているほか、同区域周辺はガン類・ハクチョウ類等の主要な渡り経路となっている可能性がある。特にオジロワシについては、平成19年から平成28年の間に、既設風力発電設備付近において、死亡個体10羽が発見されており、これらはすべてブレードに衝突し死亡したものと推察されている。

このことから、本事業の実施により引き続きオジロワシを始めとした鳥類への重大な影響が懸念される。

このため、自主調査結果等からオジロワシ、オオワシの飛翔頻度が高い場所や主要な渡り経路であることが明らかな場所及び過去に既設風力発電設備における衝突事故と推察される事象が集中している断崖付近については、あらかじめ風力発電設備を設置する範囲から除外するとともに、除外した区域から風力発電設備までの距離を可能な限り確保すること。

また、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、既設風力発電設備における衝突事故に関する知見及び自主調査結果や、関係団体及び専門家等からの助言を踏まえ、調査、予測及び評価を行うこと。特に、地域特性上重要と考えられるオジロワシ、オオワシ、ガン類・ハクチョウ類等を含む渡り鳥について、高度を含めた飛翔の経路を客観的に把握できるよう、時期・時間帯、回数及び区域を考慮した上で、適切な調査方法により調査を実施し、渡り経路を明らかにした上で、影響を予測及び評価すること。その結果を踏まえ、環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避又は十分低減すること。

### (4) 植物及び生態系に対する影響

事業実施想定区域には、自然環境保全法(昭和47年法律第85号)に基づく自然環境保全基礎調査の第3回調査(特定植物群落調査)において特定植物群落に選定されている「宗谷丘陵ササ草原」、同調査の第6回・第7回調査(植生調査)において植生自然度が高いとされた植生及び森林法に基づき指定された保安林等が存在することから、本事業の実施により、植物及び生態系への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、地域の植生に詳しい専門家の助言を得て、現地調査により当該特定植物群落や

自然度の高い植生等が存在する区域を明らかにした上で、植物及び生態系への影響について予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、既設の風力発電設備等の撤去跡地、既存の道路、送電線等を活用することにより、これらの重要な自然環境の改変を回避又は極力低減すること。

以上の検討の経緯及び内容について、方法書以降の図書に適切に記載すること。